

## 別紙 11 利用料金等の考え方

### 1 料金別の考え方

料金別の収入の帰属、納入者、料金等の決定方法については以下のとおり。

種類		収入の帰属	納入者	料金等の決定方法	
				提案者	考え方
①施設利用料金（個人・専用）	第1期	県	利用者	事業者	2 参照
	第2期	事業者			
②設備利用料金	第1期	県	利用者	事業者	3 参照
	第2期	事業者			
③スポーツ教室受講料（要求事業）		事業者	利用者	事業者	4 参照
④自由提案事業にかかる料金		事業者	利用者	事業者	業務要求水準書 第4の2の(10)自由提案事業を参照
⑤自動販売機の運営による収入		事業者	利用者	事業者	
⑥自由提案事業及び自動販売機の設置に係る行政財産の使用料等		県	事業者	事業者	

※ 第1期運営・維持管理期間において、①、②の料金を収受した場合は、徴収事務受託者として、県の収入となる利用料金の徴収事務を行い、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）に基づき、速やかに県の指定する金融機関に払い込むこと。⑥については、別紙13を参照のこと。

### 2 施設利用料金（個人・専用）

業務要求水準書 第4に記載の本事業における運営・維持管理業務実施の基本方針に則り、既存の県有施設の状況や自らが提供するサービスの水準等を勘案し、以下の表に示す額を上限額として、利用料金を設定すること。

また、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てとすること。

なお、消費税率については、8%を前提として提案することとし、現行の8%から10%に変更になった時点での上引きについては別途協議することとする。（以下同じ。）

#### (1) 個人利用

施設名	区分	上限額（税込み）
		1区分あたり一人1回
メインアリーナ サブアリーナ 多目的スタジオ	9:00～13:00	各 700円
	13:00～17:00	各 700円
	17:00～21:00	各 700円
トレーニング室	9:00～13:00	800円
	13:00～17:00	800円
	17:00～21:00	800円
50mプール 25mプール（飛込兼用）	9:00～21:00	700円
体育館分館	9:00～13:00	330円
	13:00～17:00	330円
	17:00～21:00	330円

※ 幼児体育室の利用は無料とすること。

- ※ 上記の施設利用者は、追加料金なしでランニングコースを利用できるようにすること。
- ※ ランニングコースのみの利用料金を設定する場合の上限額は700円とすること。
- ※ 高校生等以下は上記金額を2で除して得た額とすること。
- ※ 上記は、一人1回の利用料金に設定にあたり、上限を定めるもので、回数券や定期券の発行を妨げるものではない。

(2) 専用利用

① プール以外の施設

〔アマチュアスポーツに利用する場合〕

施設名	単位	区分	上限額（税込）		
			1時間あたり	1区分あたり	
入場料を徴収しない場合	メインアリーナ	全面	9:00～13:00	6,000円	22,000円
			13:00～17:00	9,000円	33,000円
			17:00～21:00	11,000円	44,000円
		3/4面	9:00～13:00	5,000円	17,000円
			13:00～17:00	7,000円	25,000円
			17:00～21:00	9,000円	33,000円
		1/2面	9:00～13:00	3,000円	11,000円
			13:00～17:00	5,000円	17,000円
			17:00～21:00	6,000円	22,000円
	1/4面	9:00～13:00	2,000円	6,000円	
		13:00～17:00	3,000円	9,000円	
		17:00～21:00	3,000円	11,000円	
	サブアリーナ	全面	9:00～13:00	3,000円	11,000円
			13:00～17:00	5,000円	17,000円
			17:00～21:00	6,000円	22,000円
1/2面		9:00～13:00	2,000円	6,000円	
		13:00～17:00	3,000円	9,000円	
		17:00～21:00	3,000円	11,000円	
多目的スタジオ	全面	9:00～13:00	2,000円	6,000円	
		13:00～17:00	3,000円	9,000円	
		17:00～21:00	3,000円	11,000円	
体育館分館	全面	9:00～13:00	—	2,000円	
		13:00～17:00	—	2,910円	
		17:00～21:00	—	4,030円	
入場料を徴収する場合			上記の額の5倍		

- ※ 高校生等以下は上記金額を2で除して得た額とすること。
- ※ 提案により午前9時前又は午後9時後に利用を設定する場合は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後5時から午後9時までの1区分につき定める額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とすること。

〔アマチュアスポーツ以外に利用する場合〕

区 分	上限額（税込）	
	1時間あたり	1区分あたり
入場料を徴収しない場合	上記の額の6倍	
入場料を徴収する場合	上記の額の30倍	

※ 高校生等以下は上記金額を2で除して得た額とすること。

※ 提案により午前9時前又は午後9時後に利用を設定する場合は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までの1区分につき定める額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とすること。

## ②プール

施設名		単位	区分	上限額（税込）
				1時間あたり
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	50mプール	全面	9:00~21:00	22,000円
		1レーン	9:00~21:00	4,400円
	25mプール (飛込兼用)	全面	9:00~21:00	11,000円
		1レーン	9:00~21:00	2,200円
入場料を徴収する場合		—		上記の額の5倍

※ 高校生等以下は上記金額を2で除して得た額とすること。

※ 50mプールを可動壁により分割して利用する場合は、25mプールの表を準用する。

※ 提案により午前9時前又は午後9時後に利用を設定する場合は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時から午後9時までの1時間につき定める額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とすること。

## 3 その他諸室・設備利用料金

業務要求水準書 第4に記載の本事業における運営・維持管理業務実施の基本方針に則り、既存の県有施設の状況や自らが提供するサービスの水準等を勘案し、以下の表に示す額を上限額として、利用料金を設定すること。

また、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てとすること。

なお、消費税率については、8%を前提として提案することとし、現行の8%から10%に変更になった時点での引き上げについては**別途協議することとする**。(以下同じ。)

諸室・設備名	単位	区分	上限額（税込）	
			1時間あたり	1区分あたり
大会議室	全部	9:00~13:00	㎡あたり20円	㎡あたり50円
	又は	13:00~17:00	㎡あたり20円	㎡あたり70円
	一部	17:00~21:00	㎡あたり20円	㎡あたり70円

諸室・設備名	単位	区分	上限額（税込）	
			1時間あたり	1区分あたり
会議室 1～10	全部	9:00～13:00	㎡あたり20円	㎡あたり50円
		13:00～17:00	㎡あたり20円	㎡あたり70円
		17:00～21:00	㎡あたり20円	㎡あたり70円
貴賓室	提案	提案	提案	
貴賓席	提案	提案	提案	
ドライランド	提案	提案	提案	
照明設備	提案	提案	提案	
冷暖房設備 （分館を含む。）	提案	提案	提案	
音響・放送設備	提案	提案	提案	
メインアリーナ用 観客席	提案	提案	提案	
プール 大型映像装置	提案	提案	提案	
その他設備・備品	提案	提案	提案	

※ 1時間単位の利用料金を設定する場合においても、1区分あたりの利用料金は設定すること。

※ 高校生等以下は上記金額を2で除して得た額とすること。

※ 提案により午前9時前又は午後9時後に利用を設定する場合は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までの1区分につき定める額の4分の1に相当する額に1.5をそれぞれ乗じて得た額とすること。

※ 上限額が提案とされているものについて、午前9時前又は午後9時後に利用を設定する場合の考え方は、「2施設利用料金」に準ずる。

※ 照明設備の利用料金は、メインアリーナ及びサブアリーナを利用する場合に限る。なお、1/3灯までは無料とし、それ以上の点灯の場合について提案を行うこと。

※ 冷暖房設備の利用料金は、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ及び体育館分館を利用する場合に限る。

※ メインアリーナ用観客席については、可動席ほか、固定席の利用料金を設定することを妨げない。

※ 提案としている設備・備品については、用途や機能に応じた利用者が利用しやすい料金とすること。

#### 4 スポーツ教室等の受講料の考え方

スポーツ教室や講座等（自由提案事業を除く。）の受講料は、次のとおり設定すること。

受講料＝個人利用料金相当額＋必要経費（講師謝礼，印刷消耗品費，保険料等）